広島地方裁判所三次支部令和 4 年(ワ)第 1 4 号 損害賠償請求事件 令和 5 年 2 月 1 日 広島地方裁判所三次支部 御 中

原告髙野邦夫

被告国

準 備 書 面 (3)

付属書類

1	証拠説明書(3)	1通
2	甲第 14 号証の 1~3	写し1通
3	甲第 15 号証の 1~5	写し1通

記

第一. 始めに

1. 以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号損害賠償請求事件(甲第1号証)を前訴、前訴で問題となった庄原警察署宛告訴(状)を前告訴(状)1、検察官宛の告訴(状)を前告訴(状)2、前告訴(状)1,2の被告訴人津田廣夫を廣夫、廣夫の行った邸宅侵入・傷害事件を前事件、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を牛尾副検事、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を他訴2、その他の用語については随時補充いたします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーして貼付けしたものです。

第二. 国の文書提出命令申立書に対する意見書について

1. 赤下線を付した部分の趣旨ないし意味が不分明なので国に釈明を求めます(求釈明)。

2 本件申立ては、理由がないこと

(1) 相手方は、本件対象文書2を所持していないこと

本件対象文書2は、庄原区検察庁において作成された文書ではなく、相手 方は、本件対象文書2を所持していないから、本件申立てのうち、本件対象 文書2に係る部分は、理由がない。

なお、文書の所持の立証責任は申立人が負うことを付言する(東京高等裁判所昭和54年8月3日決定・判例時報942号52ページ)。

2. 国=検察は本件対象文書 2 を所持していないと述べるが、これは庄原警察署から事件送 致(廣夫の傷害罪)が存したという事実を証する書面で、庄原区検<mark>牛尾副検事</mark>が作成し、他 訴2で広島県の筆頭指定代理人の福永孝弁護士が庄原簡易裁判所に提出したものである。

- 3.こうした趣旨の文書の原本を国=検察が所持していないという事は、本件対象文書 2 は 牛尾副検事が他訴2の被告広島県を支援するために偽造し、直接流出させた事になる。
- 4. 本件対象文書 2 が正規の手続(弁護士法 23 条の 2) を経たものとは到底言えない。

★弁護士法第二三条の二 (報告の請求)

弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体 に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合 において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶するこ とができる。

- 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 5. 令和4年11月21日の第2回口頭弁論期日の折、口頭で国家賠償法1条1項の請求から、 使用者責任(民法715条1項)に請求の原因が変更になった筈です。

1 基本事件(以下「本件訴訟」という。)における争点及び本件申立ての対象 文書等

本件訴訟は、①申立人が別件刑事事件の告訴状(本件告訴状)を三次区検察 庁検察官に提出したのは平成29年6月8日であるのに、同検察庁の牛尾検察 官が日付を恣意的に「12」と記入して「ねつ造」したこと、及び②上記告訴 事件に関する検察官の処分通知等の適法性が争われた別件訴訟(国賠訴訟)の 指定代理人が、上記「ねつ造」された本件告訴状を別件訴訟で書証として提出 したことが、いずれも国賠法1条1項の適用上違法であり、上記書証に基づい て、別件訴訟の担当裁判官が、誤った事実認定をした結果、申立人が敗訴した として、相手方(被告)に対し、精神的苦痛に対する慰謝料及び告訴手続に要 した費用相当額の損害賠償を請求する事案である。

第七一五条(使用者等の責任)

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた 損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相 当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでな い。

第三. 牛尾副検事の捏造

- 1. 国は下枠内で、牛尾副検事の「ねつ造」は、日付の数字部分「12」のみだと述べる。
- 2. 私が「虚偽事実の捏造」と言っているのは、存在しなかった庄原警察署からの事件送致 (廣雄の傷害罪)を、恰も存在したもののように装った事実を包摂し、日付の数字部分「12」 の恣意的記入は、言わば「手口=手段」なのである。
- 3. 「当該筆跡に顕著な特徴も見当たらない」と述べている点は詭弁と言う他ない。筆跡というものは、当該個人の経験から形成される「書き癖」であり、現在では形体・筆圧等により 99%以上の確率で証明されます。この点は、詳細な筆跡の解析(甲号証)を提出し、足りなければ鑑定申立書を提出する用意がある。

なお、前記のとおり、本件対象文書1のうち、申立人が牛尾検察官による「ねつ造」と主張する部分は、日付の数字部分「12」のみであり、当該筆跡に顕著な特徴も見当たらないところ、仮に、申立人が本件対象文書1を提出させた上で、自ら同じ数字を記載した別文書と対照した資料を書証として提出するなどして、原告の筆跡と本件対象文書1の上記数字の記載の筆跡の異同等を立証することを意図しているのであれば、そのような証拠によって筆跡の異同等を立証することはできず、ましてや牛尾検察官が本件対象文書1を「ねつ造」したことの立証たり得ないことは、常識的に明らかである。以上のとおり、本件文書1を取り調べる必要性がないことは明らかであるから、本件申立てのうち本件対象文書1に係る部分は理由がない。

第四. 牛尾副検事の「書き癖」について一点

- 1. 甲第 1 号証の数字「12」を拡大した甲第 4 号証の数字「1」の部分と甲第 15 号証の 5 の数字「1,6」を比較して見て戴きたい。上から書き下ろす際、書き始めに小さな点が見られるでしょう(仮にこれを「ためらい点」という)。この書き癖「ためらい点」は、文字の位置を定める時に軽くボールペンの先を当てる書き癖から発生するものです。
- 2. 私にはこの様な書き癖は無い。東京地方裁判所平成9年(ワ)2543 号事件の頃は、B5版 縦書右綴の時代でしたから、達筆である事より読み易い楷書で訴訟書類(全て手書)を作成 していました。したがって私の手書には「ためらい点」は発生しないのです。

第五. 結語

1. 国の文書提出命令申立書に対する意見書に対し、要領を得ない点を掻い摘まんで述べた。 2. 私は本件対象文書 1 の日付を<mark>牛尾副検事</mark>が恣意に「12」と書き込んだと確信しております。この点は鑑定するまでもないと思料されるが、さらに詳細な筆跡の解析の提出及び鑑定申立書を提出する所存である事を附記します。

以上原告 髙 野 邦 夫(コウノクニオ)